

報 告 第 19 号

令和6年度新居浜市工業用水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和6年度新居浜市工業用水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 6 年度 新居浜市工業用水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績				比 較			
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務 発 生 額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳		
					国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
1 資本 的支出	1 建設 改良費	工業用水道 施設強靱化 事業	4	231,000,000	42,700,000	50,000,000	138,300,000	0	0	0	0	231,000,000	42,700,000	50,000,000	138,300,000
			5	160,000,000	31,100,000	50,000,000	78,900,000	211,645,000	37,662,379	0	173,982,621	△ 51,645,000	△ 6,562,379	50,000,000	△ 95,082,621
			6	0	0	0	0	134,708,000	30,309,300	0	104,398,700	△ 134,708,000	△ 30,309,300	0	△ 104,398,700
			計	391,000,000	73,800,000	100,000,000	217,200,000	346,353,000	67,971,679	0	278,381,321	44,647,000	5,828,321	100,000,000	△ 61,181,321

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）抜粋

（継続費）

第 18 条の 2 （省 略）

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2 ～ 5 （省 略）

- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 ～ 9 （省 略）